８修理第30094号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名　　称　　富士フイルムメディカル株式会社

事業所の
所 在 地　　東京都江東区有明３－５－７　TOC有明イーストタワー

事業所の
名　　称　　富士フイルムメディカル株式会社　東京サービスセンター

修理区分　　動物用医薬品等取締規則第136条第２号の区分

許 可 の　　令和８年11月15日から
有効期間　　令和13年11月14日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の２第１項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和８年９月24日

農林水産大臣　　簗　和生